

---

◎議会運営委員の辞任について

○議長（山本浩平君） 日程第4、前田博之議員の議会運営委員の辞任の件を議題に供します。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので議案の審議終了まで前田博之議員の退場を求めます。

〔前田博之議員退場〕

○議長（山本浩平君） 3月26日、前田博之議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり前田博之議員の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、前田博之議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

〔前田博之議員入場〕

---

◎議会運営委員の辞任について

○議長（山本浩平君） 日程第5、次に西田祐子議員の議会運営委員の辞任の件を議題に供します。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので議案の審議終了まで西田祐子議員の退場を求めます。

〔西田祐子議員退場〕

○議長（山本浩平君） 3月26日、西田祐子議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり西田祐子議員の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、西田祐子議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。